

令和3年5月13日に公告した「道路修繕工事（舗装修繕）[宇都宮市鶴田町市道3020号線]」の一部を次のとおり改正したので、公告する。

令和3年5月14日

宇都宮市長 佐藤 栄一

設計図書中 特記仕様書 「安全対策関係」

表中 区分2 交通誘導警備員B

日数 配置人数 人数

2 4(1) 8 延べ人数(12)人 を

設計図書中 特記仕様書 「安全対策関係」

表中 区分2 交通誘導警備員B

日数 配置人数 人数

3 3(1) 9 延べ人数(13)人 に改正する。

設計図書中 特記仕様書 「建設副産物関係」

アスファルトコンクリート殻(53m³)の運搬距離は、3.6km(DID区間あり)とし、(有)宇都宮アスコン(宇都宮市平出工業団地16-2)に運搬し、処理するものとする。 を

設計図書中 特記仕様書 「建設副産物関係」

アスファルトコンクリート殻(35m³)の運搬距離は、8.6km(DID区間あり)とし、野中建設(株)(宇都宮市長岡町416-3)に運搬し、処理するものとする。 に改正する。

設計図書中 特記仕様書 「エコスラグ資材の使用」

再生加熱アスファルト混合物

エコスラグ入り再生加熱アスファルト混合物 を

設計図書中 特記仕様書 「エコスラグ資材の使用」

再生加熱アスファルト混合物

エコスラグ入り再生加熱アスファルト混合物 に改正する。

設計図書中 特記仕様書 「その他」

舗装関係

舗装時の条件は以下のとおりとする。

- ・路面切削時の段差すり付け作業あり
- ・養生砂散布あり

設計図書中 特記仕様書 「その他」

舗装関係

舗装時の条件は以下のとおりとする。

- ・瀝青材散布なし
- ・養生砂散布なし

設計図書中 特記仕様書 「その他」

舗装版の切断時に発生する濁水の適正な処理

本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理しなければならない。また、下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。

積算上の処理施設：

運搬距離： km を

設計図書中 特記仕様書 「その他」

舗装版の切断時に発生する濁水の適正な処理

本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理しなければならない。また、下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。

積算上の処理施設：株式会社セルクリーンセンター（宇都宮市平出工業団地 45-17）

運搬距離：9.5km に改正する。